

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
まで	加須市睦町二丁目八四番一地先から 同市南篠崎字嵯峨二三八五番一地先	加須市本町一〇〇八番一地先から 同市南篠崎字川端二五五〇番一地先 まで	区 間
一五・九八ゝ 八七・五〇	七・八〇ゝ 三七・三〇	敷地の幅員 (メートル)	
一八四二・三〇	二〇二四・八〇	延 長 (メートル)	
		旧道の一部は県道加須菖蒲線として存 置し、残区間は加須市道として引き継 ぐ。	備 考